

議案第 32 号

三豊市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

三豊市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員等の旅費に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第 1 2 条を次のように改める。

（鉄道賃）

第 1 2 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による出張の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、第 1 号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、第 1 号に規定する運賃、第 2 号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第 2 号に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による出張で、当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道 50 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。ただし、四国内において出発駅から最終目的駅（県内を除く。）までに高松駅を経由する出張については、出発駅から高松駅までの特別急行列車の乗車区間に係る急行料金についても支給する。

3 第 1 項第 3 号に規定する特別車両料金は、特に市長が必要と認める場合に限り、支給する。

4 第 1 項第 4 号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による出張で、当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道 50 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

5 前各項に規定する運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金によることが当該出張における特別の事情のため困難である場合には、出張命令権者が市長と協

議して定める運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金によることができる。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。